

子育てサポートキャラバン 「くるクル」が巡回中です

お近くの公民館や公会堂に子育ての指導員が遊具やおもちゃを持って訪問する子育てサポートキャラバン「くるクル」が巡回中です。

子育て中のお父さん・お母さんやおじいちゃん・おばあちゃんが集える場所です。

日程

日	午前	午後
9月1日(金)	浅羽南公民館	
4日(月)	諸井公会堂	旭町公会堂
5日(火)	三川公民館	今井公民館
6日(水)	高南公民館	方丈ふれあい会館
7日(木)	袋井東公民館	宇刈いきいきセンター
8日(金)	浅羽東公民館	
11日(月)	明和第二保育園	
12日(火)	袋井東公民館	今井公民館
13日(水)	南部健康プラザ	
14日(木)	浅羽西公民館	
15日(金)	浅羽南公民館	

時 午前10時～正午、午後1時～4時
()午前と午後で会場が違う場合は
午前10時～正午、午後2時～4時

対象 0歳～就学前のお子さんとその保護者

費用 無料

申し込みは不要です。直接、都合のよい会場へお越しください。

上記以外の日程は、市ホームページ
(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)
をご覧ください。

☎ 明和第二保育園 ☎43-8488

しあわせ推進課子ども係

☎44-3120

一般廃棄物処理業の 申請は随時受け付けます

地域環境の保全や市民サービスの向上を図るため、一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行うための「一般廃棄物処理業の許可申請」は、随時受け付けています。

☎ 環境衛生課環境保全係

☎44-3115

浄化槽の清掃時期が前後する場合があります

9月下旬から10月上旬まで、袋井衛生センター（し尿処理場）の修繕工事をを行います。

修繕工事に伴い、例年より各家庭の浄化槽の汚泥の清掃時期が前後する場合があります。ご協力をお願いします。

☎ 袋井衛生センター ☎42-2765

(株)フクエイ ☎42-0164 (株)袋井清掃 ☎43-2518

「裁判員制度」をご存じですか？

「裁判員制度」は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、皆さんの感覚を裁判に反映させる制度です。これまでの刑事裁判は、裁判官3人で行っていましたが、裁判員制度が導入されると裁判官3人に裁判員6人が加わって裁判が行われます。平成21年5月までに始まりです。

Q? なぜ裁判員制度が導入されるのですか？

A! 国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない方たちの感覚が、裁判の内容に反映されます。国民が裁判に参加する制度はアメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどでも行われており、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼を深めていただくため、導入します。

Q? 裁判員はどのように選ばれるのですか？

A! 次の～の手順で裁判員を選びます。
選挙権のある方の中から、裁判員候補者になる方を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った方には連絡がいきます。事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、裁判所に来てもらう日時などを連絡します。裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続きを行います。裁判員が選ばれます。

Q? 裁判員になることを辞退できますか？

A! 広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。ただし、次のような方は、裁判所に申し出をして、事情が認められれば、辞退することができます。

70歳以上の方 地方公共団体の議会議員（会期中に限る） 学生または生徒 過去5年以内に裁判員、検察審査員などを務めたことのある方 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある方 一定のやむを得ない理由により、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な方

Q? 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A! 裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続き」は、裁判官が丁寧に説明しますので、心配ありません。裁判官と裁判員が十分に話し合いながら、評議を進めるので、裁判員となる皆さんは法律に関する専門的な知識を持っている必要はありません。

☎ 静岡地方検察庁浜松支部総務課 ☎053-453-3128 FAX053-453-8821